

## 資産運用におけるガイドライン

一般社団法人 日本損害保険協会

### <はじめに>

金融の自由化、国際化、金融サービスの高度化が進む中、損害保険会社の経営は自由度が高まり、他の金融事業に参入するなど、国内外の金融・資本市場に積極的に参加してきた。これに伴って、国民経済や国内外の金融・資本市場に及ぼす影響等、金融機関の一員としての責任の自覚がより一層求められている。

以下は、顧客の負託に応え、これまで培ってきた顧客の信頼を維持・向上を目指し、損害保険会社の資産運用における行動規範を示すものである。

なお、具体的な運用については、金融・経済環境を勘案しつつ、各社が良識をもって対応していくこととする。

### <資産運用におけるガイドライン>

1. 損害保険業の公共性に鑑み、安全性、収益性及び保険金等の支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共の福祉に資するような資産運用を行う。
2. 経営の自己責任原則のもと、一層のリスク管理体制の充実・整備に努める。
3. 内外の金融・資本市場に対する影響を十分に配慮する。
4. 関連会社について、その資産運用行動が社会性・公共性に反することのないよう指導・監督を徹底する。
5. 資産運用の状況を適切に管理するとともに、透明性を図るため、適時・適切に開示する。

以 上

制 定 1991 年 7 月 18 日  
改 正 2010 年 3 月 18 日  
改 正 2012 年 4 月 1 日